

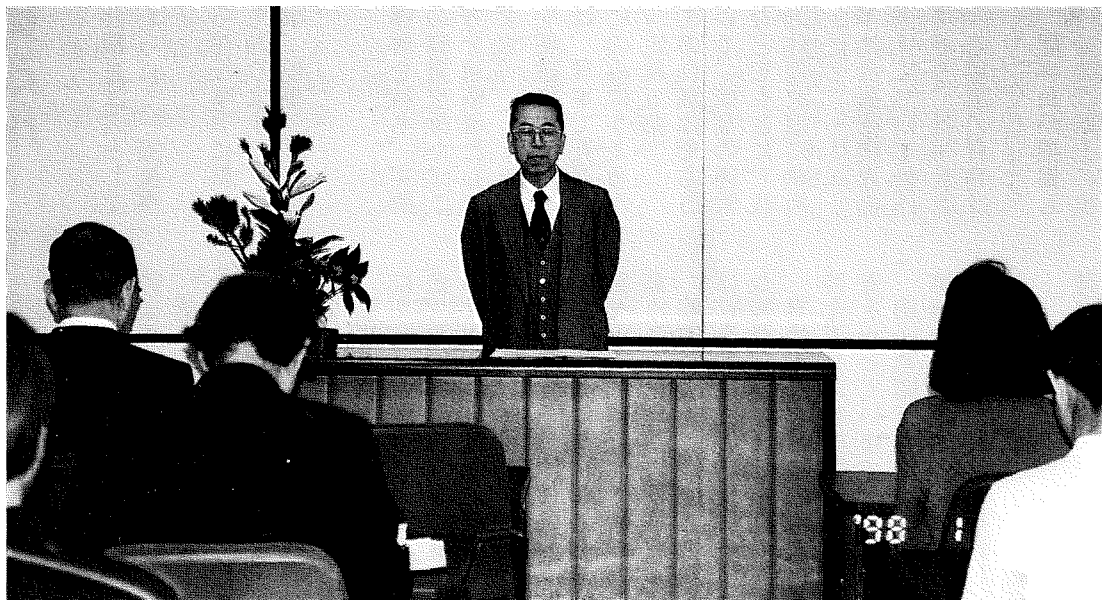
社会福祉法人いわき福音協会

# 会 報

創刊号  
1998.2.10

発行責任：いわき福音協会 ☎0246-25-8131  
住 所：福島県いわき市平上平窪字古館1-2

## 愛には偽りがあってはならない (ローマ書12:9)



社会福祉法人いわき福音協会  
理事長 湊 治郎

聖書の御言葉を語りながら職員に平成十年の年頭のあいさつをする湊治郎理事長

いわき福音協会の定款には「聖書の信仰にもとずき……福祉事業を行う」とうたわれれております。

一言で聖書の信仰を説明することは大変難しいことですが、私は二本の大事な柱があると思います。

一つは神は愛であるということ、もう一つは人はみんな(神の前に)罪人だということとです。

神は愛であるということばは、比較的皆に受け入れられ易く、特に福祉の世界では愛は常に最重要課題です。

でも人はみな罪人(つみびと)だという発想は好感をもって迎えられるません。

でもこの発想に支えられないと、愛は易く偽りになってしまふと思えます。

昨年県内の福祉施設でおこった職員による利用者への暴力事件の記事は、愛が偽りに落ちる道筋をよく示していました。

申すまでもなく、福祉の世界で、私たちがお世話をする対象になる方たちは、子供や老人であったり、知的に、又体力的に力の弱い方たちです。

この場合、愛はしばしば、この位で「まあいいさ」という誘惑に負けて偽りの愛になってしまいます。もう一つの偽りの危険は、悪いと思っても「みんなもやってるもの」と

いう妥協の気持ちです。新聞で取り上げられた施設の事件も、はじめはこの位で「まあいいさ」であったり、

この位の悪いことは「みんなしてるさ」が、何時の間にかどうすることも出来ない大きなものになり、とうとう施設の解散にまで至ってしまったようです。

こうした間違いをおこさないためには、どうしても二本目の柱「人はみんな(神の前に)罪人だ」という意識がとて大切になってきます。

私たちがお世話する方たちは自分の苦しみを上手に表現できない方が多いですし、又働いている場所もどちらかというと人目につきにくい場所が多いのです。その為ついでこの位で「まあいいさ」といって努力を放棄したり「みんなやってるから」という理由で悪を見ぬ振りをして誰も何とも言いません。それが積り積ると大変な結果になるのです。

私たちは本当に罪人(つみびと)です。みんな間違いをおかしやすい者たちです。

何かと暗い話題の多い年明けの日本ですが、いわき福音協会が福祉の仕事に当る一人一人が、神(愛)の前では、みんな罪人(不完全)であるという認識に立って、襟を正してこの大事な仕事を、今年も続けてゆきたいと思えます。

何かと暗い話題の多い年明けの日本ですが、いわき福音協会が福祉の仕事に当る一人一人が、神(愛)の前では、みんな罪人(不完全)であるという認識に立って、襟を正してこの大事な仕事を、今年も続けてゆきたいと思えます。

何かと暗い話題の多い年明けの日本ですが、いわき福音協会が福祉の仕事に当る一人一人が、神(愛)の前では、みんな罪人(不完全)であるという認識に立って、襟を正してこの大事な仕事を、今年も続けてゆきたいと思えます。

何かと暗い話題の多い年明けの日本ですが、いわき福音協会が福祉の仕事に当る一人一人が、神(愛)の前では、みんな罪人(不完全)であるという認識に立って、襟を正してこの大事な仕事を、今年も続けてゆきたいと思えます。

何かと暗い話題の多い年明けの日本ですが、いわき福音協会が福祉の仕事に当る一人一人が、神(愛)の前では、みんな罪人(不完全)であるという認識に立って、襟を正してこの大事な仕事を、今年も続けてゆきたいと思えます。

# 「苦労さま法人の 理事、監事、評議員さん

私共の法人は、設立当時の財団法人から社会福祉法人として半世紀近く、多くの利用者や地域の方々に支えられて、福祉事業を行って参りました。

理事、監事、評議員の皆さんには、日頃から福祉事業に深い理解と献身的な支援をいただき心から感謝しております。

この度、法人の会報の創刊号にあたり、理事、監事、評議員の簡単な役割と構成員を紹介させて頂きます。

## 理事

理事会は、社会福祉法人の中心となる執行の機関です。理事は、社会福祉事業につ



理事長室で、法人の重要な方針が慎重に審議され決定されます。理事会

いて熱意と理解を持ち、実際に法人運営の職責を果たすことのできる方を適格者として選任しています。

責任体制を明確にするために、代表権は、理事で互選された理事長のみに与えられています。(定款五条)

理事は、この合議体である理事会において、事業の運営状況の把握などをもとに、法人の重要な方針の決定に参加します。

理事会は、社会福祉法人の事業運営の全体について責任を負うものであり、理事会を構成する個々の理事の責務は極めて大きいものがあります。

理事会は、理事長が招集し理事総数の三分の二以上の出席によって有効とされています。(定款七条五項)

最近の行政指導は、全員の出席を求めています。

## 監事

社会福祉法人の監事は、適正な法人運営を確立するために、大変重要な役割を担っています。

法人の組織内部に責任をもった監査組織を設け、高い公共性を維持しつつ適正な事業運営を図っていくことが期待されています。

監事の権限は、法人の内部にあって、理事の業務執行・法人の財務の状況を監視する事です。(定款十一条)

監事は、外部に対しては法人を代表する権限はありませんが、法人にたいしてその職務を忠実に遂行すべき義務を負うことは理事と同様です。

監査が有効に機能しておれば社会的に批判を受けるような施設は生れません。当法人は、毎年内部監査を終え五月の半ば頃に、監事監査を行っています。

約一週間、各施設を回り決算報告や事業報告をつぶさにチェックし問題点を指導して下さっています。

理事の構成員(九名)

- 理事長 湊 治 郎
- 常務理事 海野 洋
- 理事 大和田 千代子
- 理事 宇留賀 一夫

- 理事 大内 弘
- 理事 天野 輝彦
- 理事 山崎 慶一
- 理事 野崎 文彦
- 理事 鈴木 眞志子

監事の構成員(二名)

- 監事 山田 良
- 監事 後藤 澄

## 評議員

評議員は、福祉事業に関心をもち、又は学識経験者、この法人の趣旨に賛成し協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がそれを委嘱します。(定款十七条)

評議員会は、社会福祉法人の公共性を重視して、広く関係者の意見を聞くことにより、より地域住民の福祉ニーズに対応した経営をおこなう。また、一部の経営者によって事業の適正を欠いたり、営

利の追及を行ったりすることのないように、民主的で、活力の事業運営を図ることを目的に設置されています。

評議員会の役割は、予算決算、基本財産の処分、事業計画および事業報告、その他の重要な項目について、理事会の意思決定に際し、予め評議員会の同意を得る事としてい

評議員の構成員 (二二名) 敬称略

- 鎌倉 章 佐々木 トミエ
- 高萩 勝 永井 俊正
- 渡辺 芳恵 根内 務
- 佐藤 正宏 堀越 時雄
- 鎌倉 富士夫 岡部 明
- 石垣 英武 湊 治 郎
- 海野 洋 大和田 千代子
- 宇留賀 一夫 大内 弘
- 天野 輝彦 山崎 慶一
- 野崎 文彦 鈴木 眞志子



天野輝彦評議員(平バブテスト教会牧師)の聖書のメッセージと祈りの礼拝によって開催されます。評議員会

ます。(定款十六条) 昨年(平成九年)は、理事会、評議員会を一月、三月、五月、八月、十二月の五回開催しました。

## 平成8年度(1996年) 事業報告

### 1. 平成8年度の標語

『わたしたち強い者は、強くない者たちの弱さを担うべきであって、自分だけを喜ばせることをしてはならない。』ローマ人への手紙15章1節

### 2. 経営する社会福祉施設

- 保 育 所：小 島 保 育 園 (昭和26年8月開所)
- 肢 体 不 自 由 児 施 設：福 島 整 肢 療 護 園 (昭和27年10月開園)
- 重 度 身 体 障 害 者 授 産 施 設：カ ナ ン 村 (昭和48年4月開所)
- 精 神 薄 弱 者 更 生 施 設：は ま な す 荘 (昭和48年4月開所)
- 精 神 薄 弱 者 更 生 施 設：は ま ぎ く 荘 (昭和54年4月開所)
- 精 神 薄 弱 者 通 勤 寮：は ま ゆ う 通 勤 寮 (はまゆう通勤寮生活支援センター) (昭和57年4月開所)
- 身 体 障 害 者 療 護 施 設：野 の 花 ホ ー ム (野の花ホームショートステイ) (平成2年4月開所)
- 精 神 薄 弱 者 福 祉 ホ ー ム：古 館 福 祉 ホ ー ム (平成3年4月開所)
- 重 症 心 身 障 害 児 施 設：福 島 整 肢 療 護 園 (平成5年4月開園)
- 精 神 薄 弱 者 地 域 生 活 支 援 事 業：グ ル ー プ ホ ー ム 宮 (平成5年4月開所)
- グ ル ー プ ホ ー ム 中 平 (平成6年4月開所)
- グ ル ー プ ホ ー ム 下 平 (平成6年4月開所)
- グ ル ー プ ホ ー ム 平 (平成8年4月開所)

### 3. 事業内容

1. 「グループホーム平」の開設  
住 所：いわき市平九品寺町12番地11／入居定員：4名／開所日：平成8年4月1日
  2. 「レーナマリア」チャリティコンサートの開催  
期 日：平成8年11月12日／会場：いわき市平市民会館／入場数：2,278人
  3. 研修会の開催  
テーマ：『対人関係における障害について』  
開催日：平成9年3月19日／講師：小坂徹氏／参加者数：70人
  4. 主な行事
    - 4月1日 人事異動及び辞令交付式 (法人本部)
    - 5月22日 故大河内一郎先生の追悼記念会 (シオンの丘)
    - 5月15～17日 いわき福音協会監事の監査実施
    - 6月2日 法人設立記念日・法人職員永年勤続表彰式の施行
    - 7月16～19日 福島県指導監査
    - 7月23日 福祉の町合同避難訓練 (夜間)
    - 10月6～7日 先進施設見学 (伊達紋別市)
    - 9/1月9日 「新年の集い」の実施 平成9年度の標語『光の子らしく歩きなさい』
- \*法人運営連絡会、本部職員連絡会、施設長連絡会 (月1回)、合同避難訓練 (年6回) を実施。

## 平成8年度 社会福祉法人いわき福音協会財務報告

(単位：円)

### 貸借対照表

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,668,614	流 動 負 債	6,541,515
		固 定 負 債	45,200,000
固 定 資 産	2,101,326,602	基 金	1,812,902,705
		積 立 金	243,223,897
		繰 越 金	4,147,099
資 産 合 計	2,112,015,216	負 債・純 財 産 合 計	2,112,015,216

### 収支計算書

自平成8年4月1日～至平成9年3月31日

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
事 業 費 支 出	44,547,007	補 助 金 収 入	32,308,000
元 利 償 還 金	9,689,000	寄 附 金 収 入	13,617,630
繰 入 金 支 出	2,004,000	繰 入 金 収 入	110,683,775
固 定 資 産 取 得 費	6,798,000	雑 収 入	2,388,550
積 立 金 繰 入	95,755,000	積 立 金 戻 入	346,000
当 期 繰 越 金	550,948		
合 計	159,343,955	合 計	159,343,955

※社会福祉法人いわき福音協会は、減価償却は行っておりません。尚、詳細については、法人事務局に備えております。

# 施設紹介

私どもの法人は、いろいろな種類の施設を運営しています。創立の古い順に二施設を紹介いたします。

## 小島保育園

保育園は児童福祉法に基づき、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的としています。少子化、高齢化や核家族



の進展など子供をとりまく環境が大きく変化してきており、保育のニーズに伴う保育園への期待も高まっています。

小島保育園としては、期待に応へるべく乳児保育、時間延長保育、障害児保育、産休・育休明け保育など地域の現状を把握しながら積極的に進めてきました。

小島保育園の周辺には、市役所等公的機関の職場や病院、デパートがあり、利用者は職場の利便からいわずに市全域に及んでいます。

保育事業への関心も高く、その多様な保育需要に即応して柔軟に提供できるようにと努めています。育児と仕事の両立支援に加え

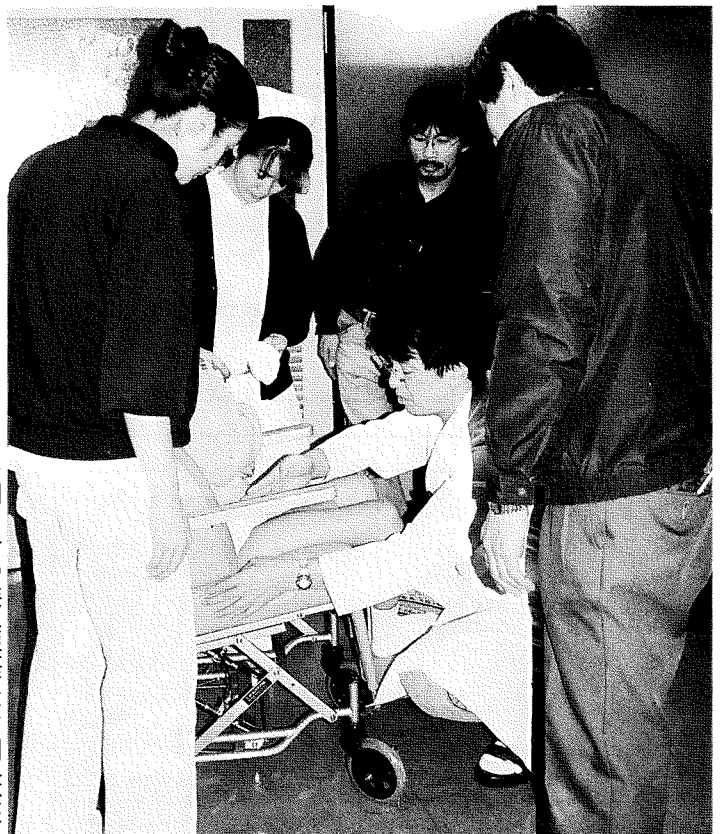
て、子育て支援・助育と配慮する中で、常に家庭が育児の主体性をもつことができるようそれぞれの実情に応じた保護者との連携を心がけ、「一人ひとりを大事にのびのびと育てる」ことを保育の方針としています。

## 福島 整肢療護園

福島整肢療護園は、クリスチャンである故大河内一郎先生とその仲間達の熱い祈りによって、昭和二十七年に設立され、以来、肢体不自由児施設としての役割を果たして来ました。平成五年には、重度棟を重症心身障害児施設に転換して、重症心身障害児施設を併設しました。

現在入院児は一〇五人(短期、母子入院含む)外来通院児は、一六〇人、職員総数は一一〇人、(医師、看護婦、PT、OT、ST、薬剤師、検査技師、放射線技師、臨床心理士、栄養士、調理師、キー

スワーカー、保母、事務職員、助手、その他)です。時代の要請に対応して、園の基本理念(リハビリテーション医療の基本精神に基づき、



障害児とその家族の地域社会での生活の質の向上を支援する。を踏まえて、医療スタッフはもちろんのこと各々が専門性を発揮し、お互いに連携を強め、先輩方によって培われた「福祉の心」を大切にチーム医療として、本格的に取り組んで三年になります。

地域の障害児(者)とその家族にとって、必要とされる療育の専門機関として、成熟するために課題が山積しております。

園長はじめ職員一同が、心をあわせて前向きに努力して行きたいと願っております。

## 編集後記

利用者の装具製作は、園長(医師)、理学療法士、看護婦、キー

情報公開が一般化され、法人の事業、会計の報告も開示が義務付けられましたので、法人の会報、年一回の発行となりました。

原稿を頂き、企画にご協力下さった皆さんに感謝致します。

お気付きの点がございましたら法人事務局まで、ご意見をお寄せ下さい。